

令和5年第3回日高市農業委員会議事録

開催月日		令和5年2月24日(金)				
開催場所		日高市役所 301会議室				
開催時刻		午後3時05分				
閉会時刻		午後4時30分				
議長		福井 一洋				
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福島 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	欠席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 大河原 喜浩 主事 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議 事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第9号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第5	議案第10号 農用地利用集積計画（案）の決定について
そ の 他	

議長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、5番、6番にお願いします。

日程第2 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。

1番、2番、3番は関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

はじめに、8番、1番、2番の申請地の状況について説明をお願いします。

8番

場所は、1番、2番ともに、ローソンのある田波目の信号から西に約200m進んだところを左折し、少し入ったところになります。状況は、1番は粟が植わってしまして、2番は元々荒れていましたが、草が刈られてきれいな状態になっていました。

議長

続きまして、2番、3番の申請地の状況について説明をお願いします。

2番

場所は、高萩北小学校の西側の信号から、更に西に約100m進んだ右手になります。状況は、きれいに管理されている状態でした。

議長

続きまして、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

今回の案件につきましては、議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請と関連する案件となります。

まず、営農型太陽光発電設備とは、農地に支柱を立てて、上部に太陽光パネルを設置し、太陽光パネルの下部で営農を継続するものです。一時転用許可の条件において重要なことは、下部の農地において適切な営農の継続が確保されることです。毎年、農業委員会に報告書が提出され、下部の農地における営農が適切に行われているか、生産された農作物の収量等を確認します。報告書は、県を通じて国まで上がります。営農が適切に行われない場合や発電事業を廃止する場合には速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復することなど等が規定されています。

なお、許可期間につきましては、一般的に3年となっています。適正に営農され継続したい場合には、再度申請手続きを行い、継続して設置することが可能です。

3条につきましては、営農型太陽光発電の場合、太陽光パネルの設置者が空中部分の申請で区分地上権設定を行います。農地部分については、太陽光パネルを支える支柱部分の5条許可申請で、農地転用する扱いとなり、転用面積は、支柱1本の断面積に本数を乗じた合計面積になります。

譲渡人は社会福祉法人です。譲渡人が営農者となり、申請地ではサカキを栽培する計画となっています。サカキについては、植え付けをしてから収穫まで3、4年かかるということです。

議 長	ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
推進委員	こちらの地上権は、3条で間違いないのでしょうか。
事 務 局	今回、営農型太陽光発電については、国からの通知で、柱部分は農地法第5条の一時転用の申請を行い、空中のパネル部分については、農地法第3条の申請を行い、同時申請、同時許可とするように示されています。
2 番	収穫まで3、4年かかるとのことでしたが、それまでの報告書ではどのように判断されるのでしょうか。
事 務 局	生育状況で、順調かどうか判断していくしかないと思われます。
2 番	生育状況の判断基準は明確にはあるのでしょうか。
事 務 局	先に提出されている営農計画書と照らしながら、過程で判断していくしかありません。
8 番	〇〇は、どのような社会福祉法人なのでしょうか。
事 務 局	障がい者サービス事業を営んでいる社会福祉法人になります。こちらの法人の利用者が就労として、サカキの栽培を行っていく計画です。
13 番	サカキは、日陰の方が生育はよろしいのでしょうか。
事 務 局	日陰の方が、葉の質が良くなるという話は聞いています。また、太陽光パネルの下で、栽培できる農作物も限られる中で、サカキが選ばれたことが予想されます。
13 番	旭ヶ丘等の優良な農地を営農型太陽光発電が農家より高い貸借料で借りてしまうと、農家としては貸借料を上げて借りるしかなく、苦しい状況です。
2 番	やはり、日高市独自のルールが必要だと考えますが、作るのは難しいのでしょうか。
事 務 局	市で既に定めている山林に対しての太陽光発電に関する条例にしても、国が認めているものを市の条例で認めないということではできないため、市の姿勢としてやってほしくないという意思表示をするだけとなっています。
	農地法第3条の許可に関しては、市の農業委員会の判断になるため、農地の取得が営農型太陽光発電ありきの場合には、地域の実情から判断して不許可とできる可能性はあります。ただ、不許可にするにあたって、明確な根拠を持って判断しなくてはなりません。
推進委員	雑草等の管理はどうなののでしょうか。
事 務 局	同法人が既に営農型太陽光発電を開始している下鹿山の農地につきましては、防草シートを活用して雑草等の管理をしています。
	今回の案件に関しては、防草シートを張るかは聞いていませんが、シートを張らないにしても法人の利用者が定期的に農地の管理を行っていくと考えられます。
1 番	太陽光パネルが設置されるとのことで、排水について配慮するように事業者には伝えていただきたいと思います。
事 務 局	承知しました。
議 長	その他、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。なお、本件はこの後審議する農地法第5条の案件と同日付で許可することとなります。

日程第3 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

13番

本件担当の13番より、申請地の状況について説明をお願いします。

場所は、駒寺野新田と鶴ヶ島市の境にある東京電力の新所沢変電所の入り口付近から西に約200m進んだところになります。状況は、一部防火水槽があり、それ以外の部分は植木が切られ、きれいになっていました。

議長
事務局

続きまして、事務局より、申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和3年9月1日付けで除外認可を受けています。譲受人は現在、市内の借家にて妻と2人で生活していますが、生活スペースが手狭となってきたことで、住宅を建築することを計画しました。住宅を建築する場所について、両親に相談したところ父が所有している申請地を紹介され、実家の目の前の場所であり、将来的に両親の面倒を看るようになった時の事を考えると、隣接している場所がふさわしいとのことで、当該申請地を選定しました。

申請地の農地区分は第1種農地となりますが、集落接続が認められることから、例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われる。

議長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

5番

続きまして、2番、本件担当の5番より、申請地の状況について説明をお願いします。

場所は、〇〇の駐車場の東側に隣接する農地になります。状況は、一時転用許可が出ているため、砂利が敷いてありました。

議長
事務局

続きまして、事務局より、申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は内科をはじめとした各種医療を行う医療法人です。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和5年

		1月25日付けで除外認可を受けています。また、令和3年3月16日付け指 令川農振第5-495号にて、駐車場用地として3年間の一時転用の許可を受け ています。 現在、昨年12月末に19台分の駐車場スペースに新型コロナ病棟を建てた ことや、新型コロナ感染症の対応に伴い看護師等の新規職員も17人増員した こと、近隣の〇〇医院及び〇〇内科医胃腸科が閉業した影響で、外来患者が 2割近く増えていること等から駐車スペースが不足している状況です。 医療法人として患者を安心して迎え入れるためにも、病院として駐車場を 確保することが重要とのことで、当該申請地を恒久的に農地転用し、駐車場 を確保する目的で申請に至っています。一時転用では、50台分の駐車場とし て計画していましたが、今回、77台分の駐車場として計画しています。 申請地の農地区分は第2種農地となり、計画目的に必要性があると思われ ます。
議 長		ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたら お願いします。
委 員		ありません。
議 長		質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
事 務 局		続きまして、3番について事務局より、申請地及び申請人の状況について 説明をお願いします。 場所は、県道飯能寄居バイパスの猿田の交差点から南に約400m進んだ右 手になります。状況は、カリンと栗の木が数本生えており、全体的に1m程の 枯れ草が生えていました。 当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和5年 1月25日付けで除外認可を受けています。 譲受人は、日高市内の主に土木建築一式工事の設計、施工の請負を行って いる事業者です。現在、事務所付近の市街化区域内に資材置場を設置してい ますが、バックホウ等の建設機械と砕石等をストックするスペースがなく、 現場で対応しています。また、資材搬入の際には、運搬車両が4t車以上の ため、道路幅員が必要であり、現在の置場が住宅に密集している場所である ため、騒音等の苦情についても配慮する必要があります。 近隣で農地以外の候補地となる場所を探しましたが、条件に見合う場所を 見つけることができず、今回の申請地が条件に見合い、土地所有者からも資 材置場として使用することの承諾が得られたため、当該申請地を選定しまし た。 申請地の農地区分は第2種農地となり、計画目的に必要性があると思われ ます。

議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
委 員	続きまして、4番、5番、6番は、先程の農地法第3条の許可申請案件に関連していますので、一括審議でよろしいでしょうか。
議 長	はい。
	申請地の状況については、先程の農地法第3条の許可申請案件で説明していますので、省略します。
	事務局より、申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	先程、審議した3条申請に関連した申請となります。
	譲受人は太陽光事業を営む事業者であり、国内全域にて新エネルギーを利用した発電設備の設置及び施工事業をしています。申請地の4番については2,440㎡のうち0.3㎡、5番については1,271㎡のうち0.3㎡、6番については3筆の計3,977㎡のうち4.34㎡を賃借し、3年間の一時転用を行うものです。
	土地利用計画の内容につきましては、4番及び5番は太陽光パネル176枚、システム容量95.04Kw、支柱高3.3～4.0m、パネル角度10度となっています。6番は太陽光パネル600枚、システム容量324Kw、支柱高3.3～4.0m、パネル角度10度となっています。パネルの下部ではサカキを栽培するとのことです。
	営農型太陽光発電の設置による下部の農地に対する営農への影響として、サカキ栽培に関する資料や他の地域での栽培実績等の資料も併せて提出されています。また、隣接する土地所有者には説明会を開催し、特段の意見等は出なかったとのことです。
	以上のことから支柱を立てて営農を継続する太陽光発電について、農地の許可制度上の取り扱いについて、国等からの通知に基づく要件を満たしています。また、申請地は、農振農用地ですが、実質的な利用に供するために行うもので、太陽光発電設備下部にて営農を継続して行う、営農型太陽光発電設備に該当するものと思われます。
議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。

議長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
5 番	日程第 4 議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
議長 事務局	議案第 9 号農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について審議に入ります。
5 番	本件担当の 5 番、申請地の状況について説明をお願いします。
議長 事務局	場所は、高麗神社第 2 駐車場の南東に位置しています。一時転用がされて、資材置場と駐車場として使われていました。
5 番	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
議長 事務局	本件は令和 4 年 8 月の総会にて審議され、許可相当として埼玉県に進達し、令和 4 年 9 月 15 日付け指令川農振 5-320 号で許可が下りているものです。
5 番	現在、〇〇製作所の工場新設工事を行っていますが、工期が延長となった関係で、駐車場及び資材置場で利用している期間を延長するものです。
議長 事務局	期間につきましては、当初、令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までのものを 2 カ月延長し、令和 5 年 5 月 31 日までに変更するものです。
5 番	工期の延長に伴う変更申請のため、計画目的に必要性があると思われます。
議長 事務局	ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
5 番	ありません。
議長 事務局	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。事業計画の変更について、承認相当で異議ございませんか。
5 番	異議なし。
議長 事務局	異議なしと認めます。本件は承認相当と決し、県知事に送付します。
5 番	日程第 5 議案第 10 号 農地利用集積計画（案）の決定について
議長 事務局	議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項」の規定による「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。
5 番	本件担当の 5 番、申請地の状況について説明をお願いします。
議長 事務局	場所は、県道飯能寄居線の板仏の信号を西に進み、バイパスの信号の手前の右手になります。耕耘がされていて、ネギも作付けされていました。
5 番	続いて、事務局より、申請人の状況について説明をお願いします。
議長 事務局	借受人は、認定農業者であり、年間の農業従事日数は 300 日です。主に、トマトやピーマン等の露地野菜を栽培する農業者で、有機農業で経営しています。申請地は、現在も利用権設定をしており、更新のため申請となりました。
5 番	ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
5 番	ありません。
議長 事務局	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営

委員
議長

基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と
いうことでよろしいでしょうか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消し
てください。

以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。